

宗教法人法における 宗教団体と宗教法人

櫻井 罔郎（東京基督教大学）

目 次

- 一 問題の所在
 - 1 宗教法人法の規定
 - 2 宗教法人オウム真理教と（宗教団体）オウム真理教
 - 3 宗教法人と宗教団体
- 二 宗教団体と宗教法人をめぐる問題
 - 1 宗教団体と宗教法人の性格
 - 2 代表役員と宗教活動の主宰者の関係
 - 3 宗教法人の構造的把握
- 三 宗教活動による不法行為責任をめぐる問題
 - 1 不法行為の要件
 - 2 宗教法人の責任の要件
 - 3 宗教法人の使用者責任

一 問題の所在

1 宗教法人法の規定

宗教法人法は「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を付与すること」を目的とするものである（1条1項）。すなわち、宗教法人法は、宗教団体の宗教活動の中心的施設である礼拝の施設等の財産の所有・管理等および宗教団体の目的達成のための業務・事業の運営に資するために、人格のない社団・財団である宗教団体に法人格を付与することを目的として制定されたものであって、民法（法人法）の特別法に位置する。

ここで「宗教団体」とは、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」または「(これらの)団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体」をいう(2条)。これは、憲法20条1項にいわゆる「宗教団体」など、通常「宗教団体」という用語によって、一般に認知されている団体とは異なる概念である。さらに、宗教法人法2条において宗教団体の主たる目的とされる「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成すること」を行う団体のすべてを包含するものでもない。

宗教法人法において「宗教団体」とは、その目的や活動から定義されたものではなく、あくまでも、「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等」を指すのであって、礼拝の施設等の財産の存否が基準とされている。もちろん、稲荷神祠や先人慰霊碑などを設ける企業や礼拝堂を備える宗教系学校など、礼拝の施設等を備えていても、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」を主たる目的とするものでないものは「宗教団体」と認められる余地はない。すなわち、宗教法人法がその対象と考えている「宗教団体」とは、同法制定の時にあって、現に存する社会的実態としての「神社、寺院、教会等」であり、それらの備える礼拝の施設等の財産の所有・管理等の適正化を志向したものに外ならない。

したがって、宗教法人法は、通常、理解されている意味での「宗教」の活動を行う団体に法人格を付与して、その活動を援護・助長しようとするものではない。そのような「宗教団体」は、宗教法人法により法人になることができるものとされ(4条1項)、宗教法人法により法人となった宗教団体は「宗教法人」とよばれることになる(同条2項)。そして、「宗教法人」となった「宗教団体」は、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」(以下「宗教活動」という)のほか、公益事業を行うことができ(6条1項)、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業(以下「収益事業」という)を行うこともできる(同条2項前段)。

宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする

ものとし(18条1項)、代表役員は宗教法人を代表し、その事務を総理し(同条3項)、責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定するものとされる(同条4項)。ただし、代表役員および責任役員の宗教法人の事務に関する権限には当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含まれるものではないとされる(同条6項)。宗教法人が宗教団体の世俗的側面に関するものであるという理念の反映であるものと思料される。また、宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内で権利を有し、義務を負う(10条)ほか、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任(以下「不法行為責任」という)を負う(11条1項)ものとされている。

上記の宗教法人法の規定から、宗教団体ないし宗教法人の活動には「業務」「事業」「事務」の三種があることがうかがえる。1条に「目的達成のための業務及び事業」とあることから、業務と事業は別のものであると思われ、代表役員・責任役員の権限に属する事務は業務および事業のうちの一定の事項であるものと考えられてきた。一般に、業務とは宗教団体の主たる目的達成のための活動(宗教活動)を、事業とは公益事業および収益事業をいうものとされ、事務とは業務のうちの世俗的事項にかかわる行為および事業に関する事項にかかわる行為をさすものと解されてきた。そして、宗教法人の機能に関しては、聖俗両面があるが、宗教法人法はそのうちの世俗的事項に関してのみ規定をしているというのが通説である。

2 宗教法人オウム真理教と(宗教団体)オウム真理教

オウム真理教による凶行を機に、「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」が制定され、平成11年(1999年)12月27日から施行された。同法は、「団体の活動として役職員または構成員が、たとえばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにしまたは当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与すること」を目的としている(1条)。

ところで、ここにいわゆる「たとえばサリンを使用するなどして無差別大量

殺人行為を行った団体」とは具体的にどの団体のことであろうか。「宗教法人オウム真理教」のことであろうか。確かに、明らかに、同法は「オウム真理教」を対象にして制定された法律なのではある。しかし、同法の対象団体を「宗教法人オウム真理教」と解するには難がある。

というのも、宗教法人が法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした場合には、所轄庁、利害関係人もしくは検察官の請求により、または職権により、裁判所は当該宗教法人の解散を命ずることができる(宗教法人法81条1項)ものとされており、この解散命令があった場合には、宗教法人は解散するものとされている(宗教法人法43条2項5号)からである。

実際、宗教法人オウム真理教は、平成7年(1995年)10月30日、東京地裁から解散命令を受け(東京地決平成7年10月30日・判時1544号43頁)、即時抗告・特別抗告を経て、平成8年(1996年)1月31日に確定している(東京高決平成7年12月19日・判時1548号26頁、最決平成8年1月31日・判時1555号3頁)のであって、宗教法人オウム真理教としては解散していることになる。

一方、平成8年(1996年)3月28日には、東京地裁から破産宣告を受けており(東京地決平成8年3月28日・判時1558号3頁)、宗教法人法43条2項3号に該当し、やはり宗教法人オウム真理教は解散している。

したがって、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する制定当時、清算の目的は別として、すでに「宗教法人オウム真理教」は存在しないことになる。

その後、現実には、かつての「宗教法人オウム真理教」の関係者らによって「オウム真理教」の名のもとに活動を続けた団体が存在したが、これは如何なる団体であった(ある)のか。新聞報道によると、オウム真理教破産管財人が「教団に対して『オウム真理教』の名称やロゴを使わないよう文書で通告した」(朝日新聞1999年8月25日)というが、その「教団」とは、一体何ものなのか。同紙によると、「教団はいまも『任意団体オウム真理教』と名乗って、宣伝や信徒勧誘などの活動を続けている」といい、同「教団」が「任意団体オウム真理教」であるとしている。

問題は、当該「教団」ないし「任意団体オウム真理教」と「宗教法人オウム真理教」との関係である。「宗教法人オウム真理教」の解散後、かつての信者た

ちが、新たに「任意団体オウム真理教」を結成したということなのであろうか。それなら、「宗教法人オウム真理教」と「任意団体オウム真理教」とは別の団体なのであるから、問題は明瞭である。

ただし、その場合には当然、「任意団体オウム真理教」は、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律による規制団体とはなりえない。その「任意団体オウム真理教」がたとえばサリンを使うなどして無差別大量殺人行為を行ったということは絶対にないからである。たとえばサリンを使うなどして無差別大量殺人行為を行った「宗教法人オウム真理教」の解散後に新たに設立された団体なのであるからである。

一方、公安調査庁は「任意団体オウム真理教」に対して無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律の適用手続を進め、公安審査委員会が開催され、教団側もこれに対応し請求棄却を求める意見陳述を行っている。ただし、その前に、教団は名称を「アレフ」に改めている（新聞報道によると「教団の名称を『アレフ』に変更して新団体を設立」というプレスリリースが公表された（朝日新聞夕刊2000年1月18日）とされているが、同紙同欄で「団体名を変え」としているように、単なる名称変更であったものと思われる）。結果的に、2000年1月31日、公安審査委員会は、「アレフ」に対して無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分を決定し、今日まで、更新継続されている。

無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分は、その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別殺人行為を行った団体が、(1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有しているか、(2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部または一部が当該団体の役職員または構成員であるか、(3) 当該無差別大量殺人行為が行われたときに当該団体の役員であった者の全部または一部が当該団体の役員であるか、(4) 当該団体が殺人を明示的にまたは暗示的に勧める綱領を保有しているか、(5) その他、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事案があり、その活動状況を継続して明らかにする必要がある場合に行うことができるものである。

しかし、「アレフ」について言えば、(1)にも(2)にも(3)にも(4)にも(5)にも該当するものと思われるが、たとえそうであったとしても、「アレフ」は「その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別殺人行為を行った団体」である「宗教法人オウム真理教」の解散後に設立された団体なのであって、「その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別殺人行為を行った団体」ではないから、同法の適用の余地はないはずである。筆者は、その点の解釈について、再三、法務省に問い合わせたが、回答を得ていない。

3 宗教法人と宗教団体

宗教法人以外の法人であれば、任意団体が法人化するということは、大抵は、任意団体について解散、法人について設立という手続を経て、任意団体から法人に移行することになるほか、任意団体が主体の継続性を保ちながら法人に移行するという場合もある。いずれの場合であっても、法人化の時点で任意団体は消滅し、法人に一本化されることになるから、法人が解散したら（清算の目的は別にして）、すべて消滅してしまうことになり、決して、法人化前の任意団体に復帰するものではない。

通常、この論理が宗教法人についても適用されているが、宗教団体の法人化の手続に際しては任意団体についての解散の手続は行われていないから、宗教団体の法人化によって法人化前の任意団体としての宗教団体が法人化によって宗教法人に転換されるものと解されている。法人化前の寺院なり教会は、法人化によって、宗教法人としての寺院なり教会となり、従前の寺院なり教会なりの財産、構成員、役職員、組織、教義など一切は宗教法人に当然継承となると解されているものと思料される。

当然、宗教法人である寺院なり教会が解散したら、寺院なり教会なりは完全に消滅してしまうのであって、清算目的での存続は別にして、そこに存続するものは、宗教目的のものとしては何もないはずである。そうなると、アレフに対する観察処分が理解できなくなる。宗教法人オウム真理教は解散され、アレフはその後に設立された、別の団体であるはずであるからである。

宗教法人法においては、最も根本に属するはずの、この宗教団体と宗教法人の関係がきわめて不明瞭であるが、他にも、宗教法人の代表役員と宗教活動との関係、代表役員と聖職者や信者との関係、宗教活動から生じた不法行為と宗教法人の責任、信者による不法行為と宗教法人の責任、宗教団体ないし宗教法人は社団なのか財団なのかという問題など、現実の私法上の問題をめぐって説明を要する問題が多数存在する。

二 宗教団体と宗教法人をめぐる問題

1 宗教団体と宗教法人の性格

宗教団体と宗教法人の性格について、川村俊雄「特殊法人」『新版注釈民法(2)』(有斐閣、1991年)は、団体とは一定の目的下で組織された人的結合(政府委員の説明)であるとし、宗教法人は神官、宗教教師、僧侶、氏子、檀徒、信者などを要素とする社団法人であるとする。しかし、宗教法人法上、社員の欠亡が解散事由とはされていないから、財団的な性格もあるとし、宗教団体は純粋な社団ではなく、社団と財団の中間的存在であるとする。

林寿三『公益法人論』(湘南堂書店、1981年)は、宗教団体は礼拝施設を備えることを要件とされており、財団的構造をとっていると指摘し、宗教団体に平信者が含まれるかは問題であるとする。そのうえで、宗教団体と宗教法人は同一ではないとし、それゆえに、社団の宗教団体が財団法人人格を形成しうるのであると説く。

井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』(第一書房、1969年)は、信者は宗教団体の要素ではなく、病院の患者、学校の生徒などと同様、宗教団体の主体ではなく客体であるとする。また、宗教団体は礼拝施設を基礎とするものであって財団的であるが、聖職者という人的要素も存在するのであるから、一概には財団と決められないとする。そして、宗教法人法の曖昧さから二つの解釈が行われているとする。つまり、宗教法人は法人化した宗教団体なのであるから、当然、聖俗両面を対象とするが、宗教団体の法人格取得は世俗的な面なのであるから、宗教法人は宗教団体の世俗面のみであり、宗教法人は宗教団体の世俗的側面のための法人であると解するべきであるとする。結果的に、宗教法人に

は、法人としての性格（世俗性）と宗教団体としての性格（宗教性）という両面性があるとする。その宗教法人の世俗性は宗教法人法が保障する一方、宗教法人の宗教性は憲法が保障するところである。実際には、法の届く部分（世俗性）は氷山の一角にすぎないのであって、大部分（宗教性）は政教分離の海中にある。したがって、宗教法人の世俗性の部分だけを宗教法人ということは誤りである。また、宗教法人の解散によって、当然には、宗教団体は解散しないとす。

木村光夫「宗教法人の財团的性格」『宗教法人の法律相談』（民事法情報センター、1990年）は、宗教法人法は宗教団体の財産の保全を目的とした法律であり、宗教法人は礼拝施設等といった宗教目的の財産から成り立つ財団そのものであるとする。

渡部蒔『逐条解説宗教法人法 [改訂版]』（ぎょうせい、1995年）は、宗教法人には、宗教家や信者など人に着目すれば社会的性格が見えるし、礼拝施設や境内地などといった宗教財産に着目すれば財团的性格が見えてくる。多くの場合、宗教法人は、社会的性格と財团的性格の双方をもっているものであるとする。

2 代表役員と宗教活動の主宰者の関係

次に、宗教法人の代表役員と宗教活動の主宰者との関係について、矢吹輝夫「宗教法人法の概要」『宗教と法』（北樹出版、1996年）は、宗教団体の聖俗二面性は住職と代表役員において顕在化するとし、宗教活動の主宰者と代表者とは当然には一致しないとす。実際には、住職をもって代表役員に充てるところが多いが、両者を混同しないように留意することが必要であるとする。

『文化庁月報』1995年3月号掲載の「宗教法人制度の概要」は、宗教法人法が対象とするのは、売買契約締結など世俗の事務を行う「代表役員」であって、宗教上の地位である「住職」についてはではないという。

山下孝之「代表役員の地位」『宗教法人の法律相談』（民事法情報センター、1990年）は、宗教法人には、宗教活動を行う宗教上の主宰者が置かれ、宗教上の権威者としている一方、世俗の事項を行う者として代表役員が置かれて、宗教的事項と切り離されているのであるとする。

文化庁『宗教法人の事務』（ぎょうせい、1983年）は、宗教法人の事務には、教義宣布、儀式行事、教化育成など、宗教上の事項は含まれないが、宗教上の事項に密接な関係がある事項であっても、印刷物作成、祭具購入、会場設営などの事項は宗教法人の事務であるとする。宗教法人の事務権限には、信仰、宗教上の規律、慣習などの事項は含まれないのであって、代表役員の主な職務としては、規則の変更申請、財産の処分、公益事業の運営、財産目録の作成・管理、登記の申請などがあげられるとしている。

3 宗教法人の構造的把握

宗教団体と宗教法人および宗教法人の代表役員と宗教主宰者との関係はきわめて複雑であるので、図解によって理解をすすめたい（末尾掲載の別添図示を参照）。

宗教法人法は、「宗教団体に法人格を付与する」とか「宗教団体が法人になる」と規定しているが、その意味については、(1) 宗教団体がそのまま宗教法人になる（図中列最上位）、(2) 宗教団体に宗教法人が付加される（図中列中位）、(3) 宗教団体に宗教法人が内在する（図中列最下位）という3通りが考えられる。

このうち(2)と(3)の場合については、宗教団体と宗教法人が併存することになり（宗教法人は宗教団体の世俗的部分を扱うものであるから、当然、宗教団体に比して小さなものである）、従前から存在した宗教団体の管理体系（宗教主宰者）はそのまま存続し、それとともに付加または内在部分である宗教法人について宗教法人管理体系（代表役員）が造られ、両者が両立することになる。これらの場合、宗教法人が解散しても、宗教団体はそのまま存続することになる。

次に、(1)の宗教団体がそのまま宗教法人になる場合は、任意団体から法人へと組織の変更を生じるだけであって組織は変わらず一つであるから、組織を理解する上では、(2)または(3)のように、他の法人ではありえない特殊な解釈をする必要もなく、きわめて単純明快である。この場合、宗教法人が解散すれば何も存続するものはないことになる。

他面、宗教団体の管理体系と宗教法人の管理体系との関係、宗教主宰者と代表役員との関係が問題となる。実際には、文化庁の規則ひな形や都道府県庁の行政指導ないし任意相談の影響により、多数(ほとんど)の宗教法人において、宗教主宰者が代表役員になっているが、その場合でも、問題が解消しているわけではない。

すなわち、第一に、宗教主宰者と代表役員とは本来別であるはずものであること、第二に、宗教主宰者が代表役員になるとした場合、宗教主宰者・代表役員として聖俗両面を統合的に管理することになるのか(図右列最上位)、それとも内部組織により管理者の意味が異なるが、それを統合管理するという事なのか(図右列最下位)、第三に、宗教主宰者と代表役員は別であるとした場合、組織は一つであるが、それを宗教主宰者と代表役員が統治するのか(図右列上から2位)、組織は一つであるが、宗教主宰者と代表役員が内部的に分掌し、分割統治するのか(図右列下から2位)という点である。

しかし、上記諸説に基づけば、宗教団体が宗教法人になるとしながらも、両者両立のはずではないであろうか。宗教団体に宗教法人が内在しながら、宗教法人が宗教団体を代表するのではなかろうか。その結果、宗教法人が代表するので、外観的には、「宗教法人」と見えるということではなかろうか。つまり、宗教団体の宗教活動の側面はそのまま、世俗的・財産的側面を法人化するという事ではなかろうか。

その結果、宗教活動の責任は宗教主宰者に、世俗的な事務の責任は代表役員にという責任の分掌が必然的となり、頭が二つの組織(双頭の鷲)となるのである。宗教法人における代表役員と宗教主宰者の関係とは、漁船における船長と漁労長のような、一応の職務分掌はあるものの、具体的な場面では深刻な対立関係を生じる拮抗関係にある。仮に、宗教主宰者が代表役員を兼務する場合でも、職務を自覚的に分掌し、一人でその拮抗関係を演出するべきであろう。

なお、宗教団体は信者および聖職者または聖職者のみを構成員とする社団、宗教財産を基礎とする財団、それら両者を兼備する社団兼財団と解釈することが可能であるが、宗教法人は、信者ないし聖職者を構成員として構成する実益に乏しく、宗教財産を基礎とする財団とのみ解するのが適切であろう。した

がって、信者を構成員とするなら宗教法人の構成員ではなく、宗教団体の構成員として解するべきであろう。

三 宗教活動による不法行為責任をめぐる問題

1 不法行為の要件

不法行為の要件は、(1) 故意または過失の存在、(2) 権利の侵害、(3) 損害の発生、(4) 権利侵害と損害発生との相当因果関係である（民法709条）。

2 宗教法人の責任の要件

不法行為について宗教法人の責任が成立する要件は、当該不法行為が(1) 代表役員その他の代表者の行為であり、(2) 職務上の行為であることである（宗教法人法11条）。

その第一の要件は「代表役員その他の代表者の行為」であり、代表役員の行為はもちろん、代表役員以外の代表者の行為にも適用されるが、「その他の代表者」とは誰のことをさすのであろうか。考えられるのは、(1) 代表役員の代務者（20条）、(2) 仮代表役員（21条）、(3) 清算人（48条）である。そこに、宗教主宰者が含まれる余地はない。宗教主宰者は宗教法人の代表者ではありえないからである。

したがって、宗教法人の主たる目的である宗教活動の最高責任者である宗教主宰者が宗教活動に伴って他人の権利を侵害して損害を加えたとしても、宗教主宰者は宗教法人の代表者ではないから、個人の責任はともかく、宗教法人の責任にはならないことになる。仮に、宗教主宰者が代表役員を兼務していたとしても、宗教活動は代表役員の事務には当たらないから、当該行為を宗教法人の責任とすることはできないものと考えらるべきである。

それでは、宗教主宰者の行為に関する宗教法人の責任はどうなるのであろうか。無責任と考えなければならぬのであろうか。仮に、宗教主宰者の行為に宗教法人の責任を認めようとする、宗教主宰者が宗教法人の代表者でない以上、宗教主宰者は代表役員のもとで職務に従事するものと解するほかない。そうすると、代表役員が宗教主宰者の使用者ということになり、代表役員の事務

に関する権限は宗教上の機能に対する如何なる支配権その他の顕現を含むものではないとする宗教法人法18条6項の趣旨に反することになり、不都合である。

また、宗教主宰者が、宗教活動上、他人の権利を侵害して損害を加えた場合に、被害者が宗教法人を相手に損害賠償訴訟を提起できるとした場合、当該訴訟の被告代表は代表役員という以外にないが、はたして、代表役員が宗教活動に伴う不法行為に関して訴訟遂行能力を有し、いわば被告適格を有すると言えるであろうか。

結局、宗教法人の責任となる不法行為とは、宗教財産の管理や売買など世俗的な事務から生じる不法行為をさし、宗教活動から生じた不法行為については無責任ということにならざるをえないのである。

不法行為に関する宗教法人の責任の第二の要件は「職務上の行為」ということであるが、「職務上の行為」とは何を指すのであろうか。考えるのは、(1) 宗教法人の事務、(2) 公益事業、(3) 収益事業、(4) 財産の管理、(5) 所轄庁・登記所・税務署等に対する申請・届出などである。宗教活動による不法行為の場合、宗教活動は職務上の行為に当たるであろうか。そもそも、宗教活動は代表役員の職務外の行為であり、職務上の行為とはなりえない。信者や宗教活動の指揮監督も代表役員の職務外である。

ところで、宗教法人の目的の範囲外の行為により第三者に損害を加えたときは代表役員の責任とするという宗教法人法11条2項はどのようなことを意味するのであろうか。まず「宗教法人の目的の範囲」であるが、宗教法人は目的の範囲内で権利を有し、義務を負う(10条)のであり、その目的は宗教法人規則の必要的規定事項とされている(12条1項1号)。本来、宗教法人の目的は宗教団体の礼拝施設その他の財産の所有・維持運用、その他宗教団体の目的達成のための業務・事業の運営ということにあり(1条1項)、宗教団体の目的は教義宣布・儀式行事・教化育成にある(2条)。しかし、実際的には、宗教団体の目的を宗教法人の目的としており、教義宣布・儀式行事・教化育成が宗教法人の目的とされている。そうなると、宗教法人の目的の範囲とは、教義宣布・儀式行事・教化育成をさすことになり、整合性がとれていない。

次に、「目的範囲外の行為は個人責任」ということは、その目的が宗教活動で

あるとすると、宗教活動の範囲内なら個人責任を負わないということになってしまう一方、宗教活動から生まれた不法行為については法人責任は及ばないことになり、疑問とするほかない。一般法人なら目的の範囲内の行為はすべて法人の責任であり、その観点で宗教法人の責任が規定されたのではないかと思われるが、宗教法人は一般の法人とは別であることから問題が生じる。宗教法人の目的の範囲内で法人の事務以外の行為による不法行為は無責任ということになってしまい、法の欠缺と考えざるを得ない。

3 宗教法人の使用者責任

民法715条は「或事業ノ為メ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」（1項本文）と規定し、事業主には当該事業の従業員が当該事業の執行上、他人に加えた損害を賠償する責任があることを規定している。論理的に考える限りにおいては、宗教法人の業務・事業・事務も本条の事業に当たるから、宗教法人には、当該宗教法人の従業員が当該宗教法人の業務等の執行上他人に加えた損害を賠償する責任を負うことになり、そのことに特段の問題点は存しない。

いま、当該損害賠償の事案を宗教法人の公益事業や収益事業に限って言えば、他の法人や自然人の場合と何ら異なることなく、そのまま本条を適用してよいものと思われる。しかしながら、宗教法人の本務とも言うべき宗教活動の場合について考えると、宗教法人の特異性が、ここでも現れてくる。この場合に、宗教法人において「事業」とは、代表役員の職務となる事務をさすことになる。もちろん、宗教活動も一般的には事業に当たるが、宗教活動は代表役員の職務外なので、ここにいう事業には該当しない。

ここにいう「被用者」とは、当然、代表役員の指揮監督権の及ぶ宗教法人の職員のことをさし、代表役員の指揮監督下にはない宗教主宰者およびその指揮監督下にある聖職者や信者はここにいう「被用者」には当たらない。宗教活動という面では信者も被用者に当たるが、信者・宗教活動は宗教主宰者の指揮監督下にあり、代表役員の指揮監督権が及ばない。仮に、宗教主宰者が代表役員の指揮監督下にあるとすれば、信者も指揮監督下に入ることになるが、ありえ

ないことである。

さらに、信者の宗教活動の不法行為責任について考察すると、信者の指揮監督義務が宗教主宰者にあるのは明らかであり、宗教活動による不法行為にも損害賠償責任があるのは明らかであるが、宗教法人の責任とすることはできない。これも法の欠缺と言わざるをえない。

そこで、代替措置について考察すると、信者の宗教活動を指揮監督する義務を有する宗教主宰者を被告とするほかない。宗教法人を絡ませる方法としては、内部的に、宗教主宰者の賠償責任を宗教法人が肩代わりするのは可能であるから、宗教主宰者を被告として損害賠償責任が認められたら、それを宗教法人が支払うものとする処理は可能であろう。もともと宗教法人は宗教団体の財産的部分なのだから、本質的に適合する部分であろう。

しかし、より精緻に考察すれば、宗教法人の実体論に入り込んで責任論を構成する必要がある。たとえば、(1) 宗教活動による不法行為については、宗教主宰者を宗教法人の代表者としての当事者適格を認めるとか、(2) 宗教主宰者の賠償責任は宗教団体の財産的部分である宗教法人から支出するものとするとか、(3) そのためには宗教主宰者に対する判決の効力が代表役員に及ぶものとする必要がある。

他方、宗教法人の本質から考察すれば、宗教活動を宗教法人の行為として代表役員の責任とすることは疑問である。というのも、(1) 本来、宗教的に上位に位置するはずである宗教主宰者が、逆に、代表役員の下に位置することになるからであり、(2) 宗教上の権限を有さないはずの代表役員が宗教活動を統括することになり、法旨に反するからである。

現実には、宗教法人の現場も混乱しており、適正な宗教法人の運営ができずにいる重大な問題である。最終的には、憲法違反となる政教分離原則に抵触しかねない重大な問題を包含しているものであることを指摘しておきたい。

参考文献

- 拙稿「宗教法人法の構造とその問題点」『キリストと世界』7号（東京基督教大学、1997年）
林寿三『公益法人論』（湘南堂書店、1981年）

- 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、1969年）
- 川村俊雄「特殊法人」『新版注釈民法（2）』（有斐閣、1991年）
- 大家重夫編『宗教法人の法人性』宗教関係判例集成1（第一書房、1984年）
- 大家重夫編『宗教法人と不法行為』宗教関係判例集成3（第一書房、1984年）
- 渡部翁『遂条解説宗教法人法 [改訂版]』（ぎょうせい、1995年）
- 宗教法人研究会編『Q & A 宗教法人の管理運営』（ぎょうせい、1995年）
- 宗教法制研究会編『宗教法人の法律相談』（民事法情報センター、1990年）
- 滝沢清編『宗教法人ハンドブック』（三成書房、1968年）
- 阪岡誠・東川茂夫『宗教法人の実務問答集』（第一書房、1979年）
- 宗教法人法令研究会編『宗教法人関係質疑応答集』（第一法規、加除現在2004年）
- 宗教法人法令研究会編『宗教法人関係実務便覧』（第一法規、加除現在2001年）
- 文化庁『宗教法人の規則』（ぎょうせい、1987年）
- 文化庁『宗教法人の規則質疑応答集』（ぎょうせい、1986年）
- 文化庁『宗教法人の事務』（ぎょうせい、1983年）
- 小林孝輔ほか『宗教と法』（北樹出版、1996年）
- 谷口知平編『宗教法入門』（新日本法規、1976年）
- 「宗教法人制度の概要」『文化庁月報』1999年3月号
- 高松典雄・原克己『知っておきたい宗教法人法』（大蔵委小印刷局、1996年）
- 国立国会図書館調査及び立法考査局編『宗教団体とカルト対策』外国の立法201（国立国会図書館調査及び立法考査局、1997年）
- 紀藤正樹『21世紀の宗教法人法』（朝日新聞社、1995年）
- 山口広・滝本太郎・紀藤正樹『Q & A 宗教トラブル110番』（民事法研究会、1999年）
- 第二東京弁護士会・消費者問題対策委員会編『論争宗教法人法改正』（緑風出版、1995年）
- 国際宗教研究所編『宗教法人法はどこか問題か』（弘文堂、1996年）
- 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『宗教トラブルの予防・救済の手引き』（教育史料出版会、1999年）
- 水野忠恒「宗教法人の法制と税制のありかた」『書齋の窓』1995年10月号
- 斉藤力夫『宗教法人会計の理論と実務』（中央経済社、1997年）
- 丸山照雄編『宗教と税制』（新泉社、1985年）
- 清水雅人編『宗教法人と税』（ジャブラン出版、1989年）
- 実藤秀志『宗教法人ハンドブック [改訂版]』（税務経理協会、1996年）
- 実藤秀志『宗教法人ハンドブック [五訂版]』（税務経理協会、2003年）
- 西尾祐男『宗教法人の納税申告』（ぎょうせい、1990年）
- 西尾祐男『宗教法人の税金相談』（ぎょうせい、1990年）
- 特集「宗教活動と信仰に関連する会計と税務」『税理』38巻8号（1995年）

特集「宗教法人と法」『ジュリスト』1081号（1995年）

特集「オウム事件と刑事手続」『法律時報』68巻1号（1996年）

別添図示

宗教団体と宗教法人

G：宗教団体 C：宗教法人 P：宗教主宰者 D：代表役員

